

令和7年12月29日

お客さま各位

稻敷農業協同組合

振込の訂正料の新設について

平素より格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では令和8年2月1日(日)より以下のとおり振込の訂正料を新設させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 新設日

令和8年2月1日(日)

2. 手数料の新設

新設する手数料

(消費税込)

手数料名	改正前	改正後
振込の訂正料 (※)	無料	660円(1件)

※お客さまよりご依頼いただいたお振込みが、受取人名相違などで振込先に入金されなかった場合、『訂正』手続きを行う際にいただく手数料です。対象取引は全ての振込取引となります。

なお、振込の訂正料については、振込手続き前に訂正依頼書をご提出いただき、訂正処理を行った場合の手数料についてもご請求させていただきます。

以上